

浜岡原子力発電所 放射性廃棄物固化装置の固化材変更に伴う原子炉設置変更許可申請の概要について

当社は、放射性廃棄物固化装置の固化材をプラスチックからセメントに変更することとし、この変更について国の許可を受けるため、2009年10月16日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、「浜岡原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書(1号, 2号, 3号, 4号及び5号原子炉施設の変更)」を経済産業大臣に提出しました。申請の概要は、以下のとおりです。

1 放射性廃棄物固化装置について

浜岡原子力発電所では、濃縮廃液^{※1}や使用済樹脂^{※2}を固化するために廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)内に放射性廃棄物固化装置を設置しています。(第1図)

放射性廃棄物固化装置は、濃縮した放射性廃棄物の乾燥を行い、固化する装置です。

2 申請の概要

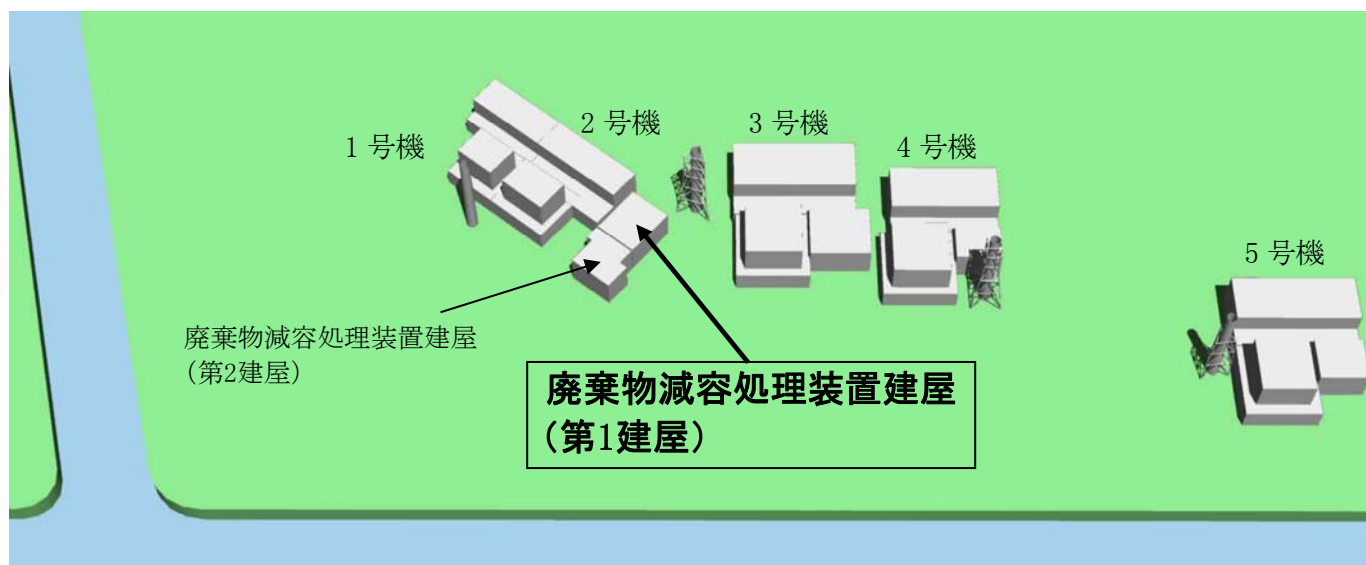
放射性廃棄物固化装置は、1985年の導入以来、20年余りが経過し、制御部品や電気部品など一部で更新時期を迎えており、この装置の更新にあわせ、固化材を、これまでのプラスチックから取り扱いの容易なセメントに変更するもの^{※3}です。(第2図)

3 今後の予定

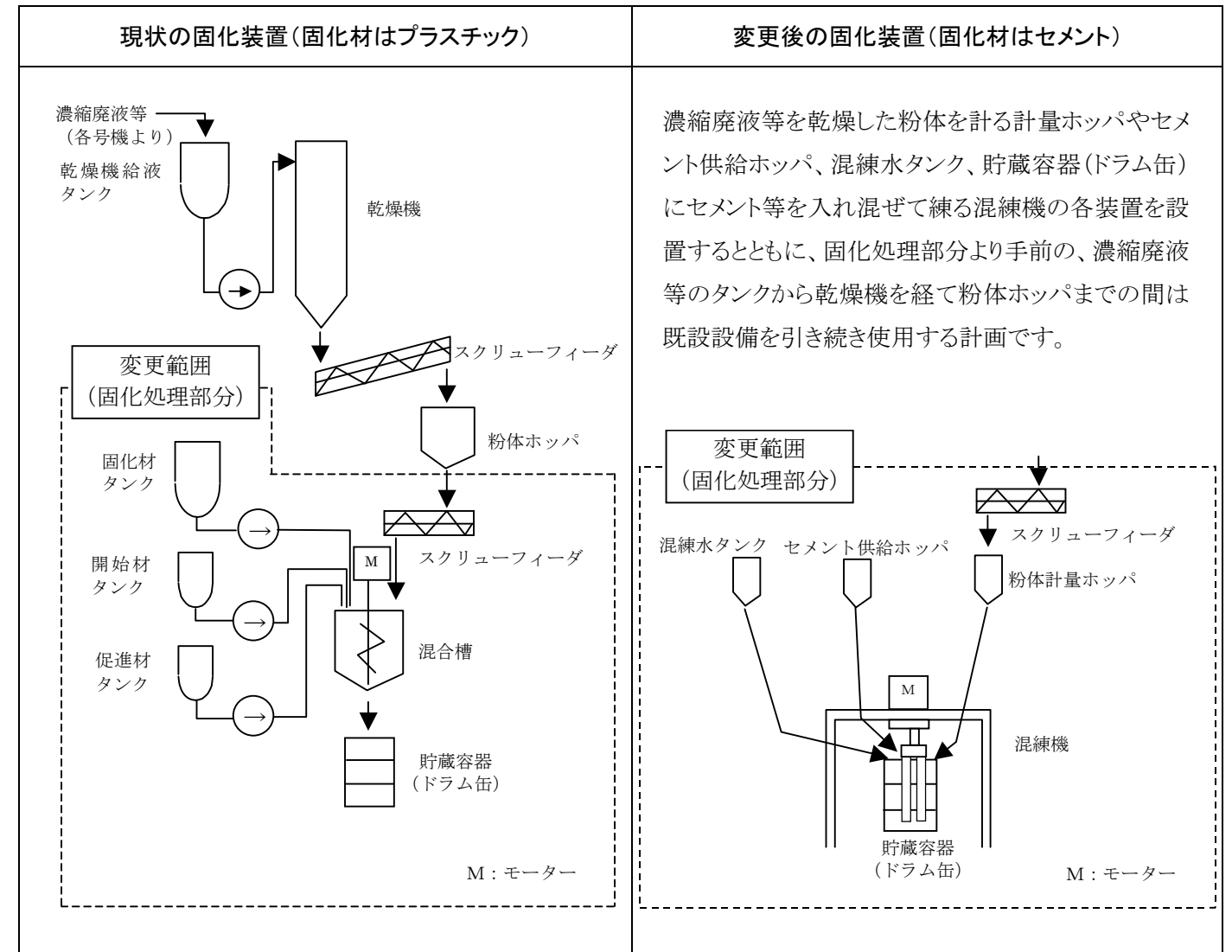
今後は、原子炉設置変更許可を受けた後、セメント固化装置の工事計画にかかる届出や工場製作を行い、現地工事を開始したいと考えています。

- ・工事計画変更届出予定:2010年度
- ・工場製作開始予定:2011年度
- ・現地工事の開始予定:2011年4月
- ・工事の終了予定:2012年12月

■廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)の配置図(第1図)



■放射性廃棄物固化装置の変更概略図(第2図)



- ※1 濃縮廃液とは、機器点検時の除染水や化学分析室からの廃水を加熱蒸留処理した際に発生する廃液です。
- ※2 使用済樹脂とは、原子炉冷却材浄化系、燃料プール冷却浄化系、復水系、液体廃棄物処理系の浄化用フィルタに使われていた樹脂です。
- ※3 セメントを用いた固化方法を導入することにより、消防法に定める危険物を用いるの必要がなくなります。